

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 122

1999 4

CONTENTS

I. 米国事務所から	－「大統領三大教書」の骨子－	1
II. ミラー法改正動向	－「ENR」誌から－	14
III. 建設関連産業の動向	－金融－	15
IV. 最近のアジア建設関連情報		20
	－「Asian Architect & Contractor」誌から－		



財団 建設経済研究所
法人

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F

TEL: (03)3433-5011 FAX: (03)3433-5239

URL: <http://www.rice.or.jp>

1. 米国事務所から — 「大統領三大教書」の骨子—

1999 年のいわゆる「大統領三大教書」について、米国事務所よりその骨子が報告されているので、それを紹介する。

○ 大統領一般教書演説 (1/9/99)

1. はじめに

(1) 現在の我が国の政府は 21 世紀ための政府

- ・ 財政均衡
- ・ 凶悪犯罪は最少
- ・ 自然環境は最良
- ・ 世界平和のための強力な力を保持
- ・ 情報化時代に即した政府

(2) 我が国の状態が強固である今、21 世紀への歴史的責任を果たすとき

2. 米国の高齢化

(1) 公的年金制度の救済：

- ・ 社会保険制度救済のため今後 15 年間、財政黒字 60%を民間部門へ投資
- ・ 公的年金が救済されるまで黒字保留

(2) メディケアの救済と改善：今後 15 年間黒字の 6 分の 1 を使用

(3) 退職後の生活保証：黒字の 11%を USA 口座 (Universal Savings Accounts) の設立に使用

(4) 長期的介護への投資：高齢者、疾病・身体障害者、介護する家族対象の 1 千ドルの税控除

3. 教育 (21 世紀の学校)

(1) 教育責任法案(Education Accountability Act)

- ・ サマースクールや放課後補習校への資金増大
- ・ 最悪の状態にある学校の好転又は廃止—予算 2 億ドル
- ・ 教師の質に対する州及び学区の責任
- ・ 情報と選択肢を親に供給
- ・ 規律方針の採択及び実行
- ・ 校舎の増改築

4. 家庭への 21 世紀の支援

- (1) 最低賃金の引き上げ及び男女間賃金の平等化（平等賃金法：Equal Pay Law）
- (2) チャイルド・ケア：働く家族への税額控除及び補助金、安全と質、放課後プログラムの拡張
- (3) 家庭医療休暇法（Family Medical Leave Act）の拡張
- (4) 医療及び健康保険
 - ・ 患者の権利法（Patients' Bill of Rights）の成立
 - ・ 治療記録のプライバシー保護
 - ・ 中小企業の健康保険提供—55~65 歳の米国人を対象にメディケア購入機会を与える
 - ・ 障害者の就労時における健康保険の維持可
 - ・ 健康保険を持たない勤労者世帯の基礎的且つ利用可能な医療へのアクセス
- (5) 子供達の安全：
 - ・ 精神病の治療と予防への努力
 - ・ タバコから子供を守る FDA（Food and Drug Administration）の権限の再認識

5. 21 世紀の経済

- (1) 向う 5 年間ににおける技能奨学金制度及び成人の識字率向上のための支援
- (2) 雇用機会：民間企業への支援—税額免除、貸付保証及び民間投資会社創設等による 150 億ドルの民間資本を収集
- (3) 農家への支援：セーフティ・ネットの創設
- (4) Y2K 問題解決：長期コンピューター研究費約 30%増
- (5) アジアを始めとした海外における景気回復及び経済成長の為の支援
- (6) 自由且つ公正な貿易システムの創設
 - ・ 市場開放、貿易拡大、公開審査に開かれた国際的貿易機関を主張
 - ・ 不法に押し寄せる輸入に対する通商法の実施：日本からの鉄鋼輸入対策
 - ・ 輸出増加：貸付保証、他のインセンティブにより米国の製造業者を援助
- (7) 各国がサービス、製造、及び農作物の輸出拡大するための新たな世界交渉のラウンドに参加することへの呼びかけ

(8) 世界労働基準の向上：搾取的児童労働の禁止

6. 外交政策

(1) コソヴォ自治を支援：セルビア政府のコソヴォ虐待を阻止

(2) Wye Agreement の履行（イスラエル、パレスチナ、ジョルダンへの支援）

(3) 国民の安全

- ・ テロリストによるコンピューター・ネットワーク妨害阻止
- ・ 生物及び科学兵器に対する準備、ワクチン及び治療の研究への援助
- ・ 北朝鮮、インド、パキスタン間の核兵器及びミサイルの拡散を規制
- ・ ロシア、ウクライナ及び旧ソ連諸国との核兵器の削減協力
- ・ 議会による包括的核実験禁止条約の承認
- ・ イラク（サダム）攻撃続行
- ・ 国防予算増大

(4) 力強く効果的な国連のため滞納金精算に向けて努力

(5) ヨーロッパ及びアジア諸国における NATO 拡大

(6) 中国の孤立化制止

(7) アフリカの民主化と平和支援

(8) アメリカ大陸自由貿易圏設置：教育、麻薬取締、民主化

・ キューバの民主主義推進

- ・ 中米及びカリブ海のハリケーンからの復興支援

7. 21 世紀コミュニティ

(1) 21 世紀犯罪（防止）法案

- ・ さらに 5 万人の警察官の配置
- ・ 最新技術及び戦術の運用
- ・ 麻薬テスト及び治療

(2) 安全な学校：学童の拳銃所持に対する取り締まり強化

(3) 地球温暖化対策：公害抑制及び清浄なエネルギー技術のためのクリーン・エア・ファンドの創立

(4) 自然保護

- ・ 10 億ドルの自然保護計画 (Livability Agenda) —道路渋滞の解消、空き地の保護、生活環境の保護
- ・ 遺産イニシアチブ (Land Legacy Initiative) —風光明媚な土地の保護

(5) 下院での選挙資金改革法案の可決

(6) 議会による雇用非差別法及び憎悪関連犯罪防止法案の制定

(7) 最新技術を用いた国勢調査

(8) 新アメリカ移民への援助

8. 新世紀

(1) 歴史的遺産、芸術及び文学遺産の保存と 21 世紀の子供達のための新世紀コミュニティ (Millennium Communities)

(2) 「より完全な連邦」のためのアメリカ国民の決意と能力

○ 大統領予算教書 (2/1/99)

1. 特徴

- ・ 財政収支が黒字に転じ、失業率の低下、新規雇用の創出、犯罪の減少に見られるとおり経済・社会の繁栄が実現化していることを強調。
- ・ この繁栄の機会を、将来における社会保障基金の枯渇に備えた対策を講じることのできる機会ととらえ、財政黒字を社会保障基金に充当することを提言。
- ・ 政策の重点分野として、教育、健康、環境等の社会政策の分野が重視されているが、同時に、国防予算の増額も盛り込まれている。

2. 予算の全体像

- ・ 歳出が 17,657 億ドル (対前年比 2.2%増)、歳入が 18,830 億ドル (対前年比 4.2%増) となり、財政収支は 1,173 億ドルの黒字となる。
- ・ 実質経済成長率、失業率、金利等に一定の前提を置いた長期的な収支見通しでは、財政黒字は、毎年増加し、2009 年度には、3,931 億ドルとなっている。
- ・ 2014 年度までに発生する財政黒字のうち、62%を社会保障基金に、15%をメディケア基金に、12%を “Universal Savings Accounts” に、残りの 11%を国防費の拡大等に充当する。

・ 予算収支見通し（単位：億ドル）

	1998年 (見通し)	1999年 (見積)	2000年 (見積)	2001年 (見積)	2002年 (見積)	2003年 (見積)
収入	17,218	18,063	18,830	19,333	20,071	20,750
支出	16,526	17,271	17,657	17,992	18,203	18,930
社会保障（ペンデ ィング）への保留	692	793	1,173	1,341	1,867	1,820
黒字	0	0	0	0	0	0

2004年 (見積)	2005年 (見積)	2006年 (見積)	2007年 (見積)	2008年 (見積)	2009年 (見積)
21,655	22,653	23,643	24,740	25,883	27,077
19,579	20,340	20,815	21,535	22,343	23,147
2,076	2,313	2,828	3,205	3,540	3,931
0	0	0	0	0	0

3. 主な個別政策

(1) 教育

- ・ 放課後補修の充実。
- ・ 低所得層の生徒への教育に最も高い実績を上げた学校に、資金報酬を与える。
- ・ 教員採用の増加。
- ・ 教室の新設の増加。

(2) 家庭・児童

- ・ 中所得層への税額控除の拡大。
- ・ 幼児教育の充実を図るべく“Early Learning Fund”を新設。

(3) 健康

- ・ 患者、家族に対し介護を行う者を対象に、1,000ドルの税額控除を行う。

(4) 国防

- ・ 危機への対応力、武器の近代化等を図るべく長期的に国防費を増額する。

(5) 環境

- ・ “Clean Air Partnership Fund”を新設し、大気汚染、温室効果ガス抑制のための州政府等の努力を支援する。

(6) 治安

- ・ 警察力の拡充。

(7) 経済開発

- ・ 米国内の荒廃した地域を民間の投資により開発すべく、税制上の優遇措置等を講じる。

4. 住宅関係

(1) 住宅資金融資 (Mortgage Credit)

- ・ 連邦政府は、持家取得の促進を図るため、融資及び融資保険プログラムを提供するとともに、低所得者世帯が賃貸住宅へ入居できるようにするための援助を実施している。1998年に、住宅・都市開発省 (HUD)、農務省 (USDA) 及び退役軍人省 (VA) は、1,500 億ドルを超える融資及び融資保険プログラムを提供し、170 万を超える世帯に対して援助を実施した。こうしたプログラムは、大統領の国民持家政策を成功へと導き、持家率は過去最高の 66.8% に達した。
- ・ 2000 年に、持家率は 67.5% となるであろう。

(2) HUD のミューチュアル・モーゲージ・インシュアランス (HUD's Mutual Mortgage Insurance, MMI)

- ・ 戸建住宅取得の促進を図ることを目的とし、連邦住宅局 (FHA) によって運営されている住宅・都市開発省のミューチュアル・モーゲージ・インシュアランス・ファンドは、1998 年には、100 万を超える世帯に対し、900 億ドルを超えるモーゲージを保証した。こうしたモーゲージの 4 分の 3 近くは、一次取得者に対して行われる。
- ・ FHA/MMI ファンドは、支払能力及び自立性を維持する。
- ・ 2000 年には、一次住宅取得者のための FHA モーゲージ・インシュアランスの割合を 1995 年の水準を 1% 上回る水準まで引き上げて、73.3% とする。

(3) 農水省の農村地域住宅事業 (USDA's Rural Housing Service, RHS)

- ・ 農水省は、低中所得者層の住宅購入及び住宅の維持管理を支援し、標準以下の住宅に居住する者を少なくすることを目的とし、直接融資、融資保証及び補助金の交付を農村地域において行う農村地域住宅事業 (Rural Housing Service, RHS) を実施している。1998 年には、38 億ドルの直接融資及び融資保証を実施し、56,617 戸の住宅を提供した。
- ・ 50,500 戸の新築住宅又は修繕住宅に対して、43 億ドルの直接融資及び融資プログラムを実施することによって、2000 年には、標準以下の住宅への入居者を減らす。

(4) ジニーメイ (Ginnie Mae)

- ・ 1968 年に設立されたジニーメイは、FHA、退役軍人省 (VA) 及び農務省のモーゲージのための二次的市場を証券化によって支援する。
- ・ 2000 年には、ジニーメイは、引き続き、FHA 及び VA が保証する住宅ローンの 95% を証券化して、モーゲージ市場の効率性を高め、住宅取得者の住宅取得費用を軽減する。

(5) 賃貸住宅 (Rental Housing)

- ・ 連邦政府は、HUD 及び農務省が提供する多くのプログラムを通じて、住宅に対する支援を行っている。HUD の賃貸住宅プログラムは、1998 年に 480 万を超える超低所得者世帯に補助金を交付した。さらに、農務省の農村地域住宅事業の賃貸住宅関連支援については、1998 年に、39,000 戸の新築及び既存賃貸住宅に係る支援を行うため、5 億 4,700 万ドルを支出した。
- ・ 農村地域住宅事業は、44,400 戸の新築及び既存住宅に対する新規及び継続的融資支援を行う。
- ・ 子供と同居し、セクション 8 の受給を受けている世帯の割合を、1998 年の 61% から 63% まで引き上げる。

(6) 住宅税制 (Housing Tax Incentives)

- ・ 連邦政府は、税制上の優遇措置を通じて、住宅に対する多大な支援を行っている。最も規模が大きい税制優遇措置は、持家住宅に対する住宅ローン利子控除 (2000 年に、551 億ドルを支出) と持家住宅に係る州政府及び地方自治体が課す固定資産税を費用として認めることである (2000 年に、195 億ドルを支出)。
- ・ 住宅に対する投資を促進する他の税制上の措置は、次のとおりである。①住宅の売却に伴うキャピタル・ゲインに係る税額控除を最高 50 万ドルまで行う (2000 年から 2004 年にかけて 980 億ドルを支出)。②州政府及び地方自治体は、住宅ローン特定財源非課税債券の発行を行うことができる (2000 年に、10 億ドルを支出)。③不動産を売却した場合、割賦販売引当金により納税時期を延ばすことができる。
- ・ 低所得借家居住者を支援することを目的とした賃貸住宅の建設及び修繕に特典を与えている低所得者向住宅に係る税額控除には、2000 年に、約 33 億ドルを支出する。

5. 建設関係 (輸送インフラ)

(1) 輸送公平法 (Transportation Equity Act for the 21st Century, TEA-21)

- ・ 輸送インフラにおける連邦政府の投資の大部分は、ハイウェイ、都市交通及びハイウェイ・セイフティ・プログラムに対するものである。
- ・ 1998 年 6 月 9 日、大統領は、1998 年から 2003 年にかけての陸上交通プログラムに総額 2,180 億ドルの権限を付与する輸送公平法 (TEA-21) に署名した。
- ・ インフラ投資に加えて、TEA-21 は、輸送セイフティ・プログラム及び環境プログラムを強化し、福祉から雇用への都市交通イニシアティブを確立し、核となる研究活動を継続する。
- ・ TEA-21 は、歴史上初めて、これらのプログラムに対する資金を「保証」することを規定した 2 つの新たな予算のカテゴリーを作った。これらのカテゴリーは、ハイウェイ、都市交通及びハイウェイ・セイフティ以外のプログラムに資金が支出されることを防止する。
- ・ TEA-21 によって権限付与された資金の総額のうち、ハイウェイは 1,620 億ドル、

都市交通は 360 億ドル、それぞれ保証される。

(2) インフラと効率的な投資

- ・ アメリカは、約 400 万マイルに及ぶ道路、58 万の橋梁、18 万マイルを超える鉄道、5400 の公共用空港、6000 の都市交通システム、350 の港湾及び 2 万 5,000 マイルに及ぶ商用水上航路を有する。この長大で、統合化されたネットワークは、国家の商業にとって不可欠であり、その効率性の強化は、国際競争力はもちろん経済成長を促進する。
- ・ 連邦政府は、主に利用者が払う利用料及び交通税による資金を使って、システムの大部分を発展させる支援を行った。連邦政府による投資総額は、公共投資総額の約半分を占める。金額にすると、1995 年における交通インフラに対する連邦、州及び地方自治体が支出した 610 億ドルのうち、290 億ドルである。
- ・ 投資は、現行のシステムを維持及び改善することを目的とすると同時に、交通インフラにおける安全性、質、効率性及び統合性を促進する。
- ・ 2000 年には、連邦政府によるインフラ投資は、1999 年を約 4%増、金額にして 13 億ドル増の 364 億ドルとなる。

(3) ハイウェイ及び橋梁

- ・ ナショナル・ハイウェイ・システム及び連邦土地道路を含む約 957,098 マイルに及ぶ道路及び全ての橋梁は、連邦政府の支援を受けることが望ましい。2000 年には、連邦政府は、燃料税、主にガソリン税による資金を使って、これらの道路を維持及び拡大するために 280 億ドルを支出する。
- ・ 適切な走行が可能な舗装基準を満たしたナショナル・ハイウェイ・システムの距離の割合を 1996 年の 90.4%から 2000 年に 91.8%にする。
- ・ 欠陥のあるナショナル・ハイウェイ・システムの橋梁の割合を 1997 年の 23.4%から 2000 年に 22.5%に減少させる。

(4) 都市交通

- ・ ハイウェイに関して大量輸送を改善するため、連邦政府は、州及び地方自治体と連携している。連邦の自動車燃料税のうち、1 ガロンあたり 2.85 セントがハイウェイ・トラスト・ファンドの大量輸送部門に充当され、州並びに都市及び農村地域に補助金として与えられる。
- ・ 連邦の補助金は、各年に、6000 のバス、鉄道、トロリー、バン及びフェリーシステムの維持に係る総支出の約半分を占める。同時に、州及び地方自治体は、輸送インフラ及び設備に対し、年間 30 億ドルを超える資金を投下する。
- ・ 2000 年に、連邦政府は、1999 年より 8%増の 56 億ドルを輸送インフラに対して支出する。連邦政府の役割は、農村のバス及びバンのネットワークはもちろん、資本集約的な都市のバス及び鉄道輸送システムに関する資金調達にとって、特に重要である。
- ・ 都市交通の利用を、1996 年の 390 億旅客マイルから 2000 年には 405 億 6,000 万旅

客マイルまで増加させる。

(5) 鉄道

- ・ 連邦政府は、2000年に、鉄道システムの重要な改善及び設備の維持に5億7,100万ドルを投下する。
- ・ アムトラックのインターシティの利用を1996年の年間2,020万マイルから2000年には2,470万マイル以上の水準にまで引き上げる。

(6) 航空及び空港

- ・ 連邦政府は、連邦航空局管轄の航空管制設備の近代化を引き続き推進する。
- ・ 3,300の空港は、キャパシティ、安全性、セキュリティ及び騒音の緩和を強化するプロジェクトに資金を投下する空港改善プログラムを適用する必要がある。
- ・ 1992年から1996年の10万回当たり181回の遅延を2000年には、171回に減少させる。これを達成させるために、遅延の4分の1を占める設備面に起因する遅延を20%減少させる。

(7) 海上輸送

- ・ 港湾の開発には、過去50年以上、州及び地方自治体によって160億ドルを超える資金がインフラの改善のために投下されてきた。
- ・ 2000年までに、合計52万トンの商船を発注する。

○ 大統領経済諮問委員会報告 (2/4/99)

1. 課題に応え未来に備える

(1) 3つの長期拡大の比較

- ・ 今回の景気拡大は、記録上で7年以上連続したものとしては3番目の景気拡大。
- ・ 60年代、80年代の長期拡大と比較すると、失業率が低水準であるにも拘らず、インフレ率は落ち着いている。
- ・ 生産性は、力強く伸長。
- ・ 実質GDP増加分の3分の1以上は固定投資によるもの。これは、過去2回の長期拡大の場合よりかなり大きな割合であるが、他方で政府支出の寄与は僅かである。

(2) 財政規律の維持

- ・ 93年以来財政収支は改善。
- ・ 高齢化に伴う人口動態面での長期的な課題、予想される財政黒字の大部分を年金の救済とメディケアの強化に充当する。
- ・ 過去6年間の貴重な成果である財政規律は維持する。

(3) 国際的課題への対応

- ・ 世界経済の成長・促進、国際金融の安定化及び将来の危機に対する国際金融システムの脆弱性克服に向けて、アメリカが国際的取組みを先導。

(4) 公正さの促進及び変化の受入

- ・ 生活水準の長期的な向上を実現するためには、変化を受け入れる必要がある。
- ・ 公正さを考慮すると、特定の層が適度な損失を被ることを避ける必要もある。
- ・ 変化を防止するよりも、前向きな変化によって生じた問題に対処する方が望ましいとの一般的な原則を、農業、企業合併、国際貿易という現在政策上懸念されている3つの領域に関する議論を通じて例証する。

2. マクロ経済政策と成果

(1) 1998年経済の回顧

- ・ アメリカ経済は98年も非常に好調。
- ・ 企業投資・家計消費の力強い成長は、財政金融政策の重要な寄与もあって、経済成長を支え、290万人の雇用を創造した。
- ・ 失業率4.5%は、69年以来最低の数値。
- ・ CPIの伸びは1.6%で、64年以来2番目の低さ。

(2) 金融市場

- ・ 一部の企業が資本アクセスの減少や借入コストの増大を経験した後、多くの指標において、市場は堅実な上昇を示した。
- ・ LTCMが破産に瀕したことを契機に、ヘッジファンド及び証券・デリバティブを積極的に扱う機関に対する適切な規制スタンスに関する問題が浮上した。

(3) 旺盛な企業投資

- ・ 急速な生産の拡大、好調な企業収益、コンピューター価格の急落及び連邦政府の財政収支改善による国民貯蓄の増加が、投資の強い伸びに寄与。

(4) コンピューター2000年問題

- ・ 本問題は、マクロ経済的には重要な問題とならない可能性が高い。

(5) 行政府の予測

- ・ GDP成長率は年率2.4%と予測。

3. 労働市場

(1) 不利な立場にある人々の改善

- ・ 黒人、ヒスパニック系国民の実質賃金は急上昇したほか、失業率も最低水準にある。

(2) 強い雇用関係

- ・ レイオフ、工場閉鎖その他による離職は 93 年以来減少傾向にあり、離職者のうち、新たな職についた者の割合も上昇している。

(3) 福祉と犯罪の減少

- ・ 福祉受給者数が減少。
- ・ 犯罪件数が減少。

4. 高齢者の就労、退職及び経済的福祉

(1) 就業形態の変化

- ・ 高年齢層における男子の就業率は 1 世紀に渡り低下していたが、85 年以来横ばいに転じる。

(2) 年金及び健康保険の変化

- ・ 401(k) プランのような確定拠出型年金プランの加入者割合が増大する一方、確定給付型プランの加入者割合は低下。
- ・ 健康保険は、普及率及び制度の寛大さが縮小し、より高額となる。

(3) 貧困の縮小

- ・ 高齢者の貧困率が 70 年の半分に低下。

(4) 福祉の不平等

- ・ 貧困率は、既婚の男性高齢者において 4.6% であるのに対し、黒人の高齢者では 28.8%、高齢の寡婦では 17.9% となっている。
- ・ 全高齢者世帯の約 38% の世帯にとっては、社会保障年金の給付は、所得の少なくとも 80% を占めるが、他の 9% の世帯にとっては、社会保障年金はその所得の 20% にも達していない。
- ・ 退職年齢に近づきつつある世帯では、その 10% が金融資産としての貯蓄を全く有しておらず、30% が 1,200 ドル未満しか有していないが、上位 10% の世帯は少なくとも 20 万ドルの金融資産を有している。51 歳から 61 歳までの黒人及びヒスパニック系の半分以上の世帯は、金融資産の貯えを有しない。

(5) 長期介護

- ・ 長期介護を必要とする家族構成員の負担を軽減するための 4 つのイニシアティブを提案。
- ・ 長期介護を行う人々のための 1,000 ドルまでの税控除。

- ・ 研修、相談及びシヨーステイの提供により介護を行う家族を支援する「ワン・ストップ・シヨップ」。
- ・ メディケアの長期介護への適用が限定されていることについての全国的な普及啓発キャンペーン。
- ・ 連邦政府職員のための長期介護保険。

(6) 国民皆貯蓄口座

- ・ 今後 15 年間に越える財政黒字の 12% (約 350 億ドル/年) を、国民皆貯蓄口座 (USA 口座) の創設のために留保する。
- ・ 政府は、USA 口座に貯蓄をするアメリカ国民に対し定額の税控除を提供し、自発的に追加貯蓄をする個人には、その一定割合の税控除を提供する。

5. 規制と革新

(1) 競争政策

- ・ 最近の反トラスト政策は、従来型の、競争によって得られる価格及び産出量に係る利益に焦点を当てたものから、技術革新による長期的利益の考慮を組み込むものに拡大している。

(2) 環境

- ・ 環境規制は、汚染を減少させ、経済活動の正味の価値を増加させることを可能にする。
- ・ インセンティブを重視した規制を用いることは、既存技術を前提にして最小限のコストで環境上の目的達成を可能にするだけでなく、企業に対し、より環境に優しい技術を探そうとする適切なインセンティブを付与することとなる。

(3) 電力リストラクチャリング

- ・ 電力業界は、技術革新及び根本的な規制改革の真っ最中である。

6. 世界経済における資金フロー

(1) 世界統合と金融危機

- ・ 金融統合の進展によって、投資家は国際的な分散投資の利益を得ることが可能になったことにより、借りては世界の貯蓄という広範な源泉を利用することが可能になる。
- ・ この結果、EMS 危機 (92~93 年)、メキシコ・ペソ危機 (94~95 年)、アジア危機 (97~98 年) が発生した。

(2) アジア危機の起源

- ・ 危機に直面した国家の金融システムの構造的弱さ。
- ・ 海外からの過剰な資金調達。
- ・ 国内の投資プロジェクトに対する過剰な資金貸出し。

(3) 政策対応

- ・ 金融危機に対してアメリカが果たしたリーダーとしての役割。
- ・ I M F が融資に当たって条件としている政策調整の対象が、マクロ経済政策のみならず、銀行規制やコーポレート・ガバナンスのような構造面での政策にも及ぶ。

(4) アメリカに対する示唆

- ・ 貿易赤字がアメリカ経済を害するという見方に反論。
- ・ 貿易赤字の拡大は、投資ブームによってもたらされている。
- ・ 世界的な規模で経済の開放性を確保することの重要性、保護主義への後退の危険性が鮮明になった。

7. 国際金融システムの発展と改革

(1) 改革へのコンセンサス

- ・ 透明性の増大
- ・ 銀行及びその他国内金融機関の強化・改革
- ・ 発生した危機の解決のために利用可能なメカニズムの改善

(2) 改革への提案

- ・ 工業国家における強化されたプルーデンシャル・レギュレーションの範囲の検討。
- ・ エマージング・マーケットにおけるプルーデンシャル・レギュレーションのより一層の強化及び資本勘定の規律正しい自由化の促進。
- ・ 公的金融の新たな枠組み及び危機の克服に当たっての民間セクターの関与拡大を含む、危機への新たな対応策の検討。
- ・ I M F の更なる強化に関する提案の検討。
- ・ 金融危機による人的コストの最小限化の追求及び社会の最も脆弱な層をより良く保護するための政策の促進。
- ・ エマージング・マーケットにおける維持可能な為替レートの枠組みを保守するために必要な要素検討。

8. ユーロ

- ・ 欧州における 99 年 1 月の単一通貨導入に至る歴史的な経緯を概観し、現在の欧州は労働市場の柔軟性に欠けており、地域間の資金移転能力が不十分であると論じる。
- ・ ユーロが、ドルを凌駕すると予測する理由、アメリカの観点から見たコストが、E M U 成功による政治的・経済的利益を凌駕すると予測する理由はない。

II. ミラー法改正動向 -ENR 誌から-

支払ボンドの限度額引上げをめぐるミラー法改正に関する動向について、98年10月の「研究所だより」で紹介したが、その続報記事が ENR 誌 3月15日号に掲載されていたので、紹介する。

「下請業者にとって、ミラー法改正の時期である。」

数ヶ月にわたる交渉の後、23社の建設業者と保証会社のグループが、ミラー法の改正について合意したが、このことは、連邦の建設工事について要求されている支払ボンドの保証金額を実際の契約金額にまで引き上げるよう議会を導くかもしれない。

3月3日、同グループは、1935年ミラー法の修正法案の通過のために共同することを取り決め、覚書に調印した。

現行法では、連邦の工事について、元請業者は下請業者及び資材業者への支払いのために支払ボンドを付けることを要求されるが、ボンドの保証金額は、契約金額に拘わらず250万ドルを上限としている。

ボンドの保護は、元請業者と下請業者間の契約が、下請業者に対して工事着工前に権利を放棄することを要求するために、弱いものとなっている。代金未払いに対する措置の通知は、書留郵便によってのみ為されなければならないことになっている。

下院議員キャロリン・マロニィ氏（民主党、ニューヨーク州選出）は、法律の3つの条項を網羅する修正法案がまもなく提案されることを期待している。ボンドの保証金額を契約金額の水準まで引き上げることに加えて、同グループは、下請業者の支払いに関する権利を事前に放棄させる契約条項を禁止させることを望んでいる。

下請業者は、支払いの保護が、工事に係る全ての下請業者にまで拡大されることを望んできた。「カバーをそこまで拡大することが、昨年の法案の『ひっかかる点 (sticking point)』であった。その条項を削除すれば合意はかのうであった。」と、アメリカ下請業者協会 (The American Subcontractors Association, ASS) の政府担当理事のブライアン・パラッシ氏は語る。多くの州では、州及び地方自治体の工事について、ボンドの保護をミラー法の水準よりも高くしている。

一方、元請業者の団体であるアメリカ建設業協会 (The American General Contractors, AGC) は、会員が、「この法案によって、逆に影響を被らないこと」が確実になることを望んでいると、ロビイストのロレン・スウェット氏は語る。昨年、AGCは議会に対して、「ボンドの金額を引き上げることは不要である」と主張した。AGCは、もしも、保護が全ての下請業者にまで拡大されなければ、その主張を撤回するつもりであった。

ニューヨークのビル・アーンストローム弁護士は、通知条項及び第三者の証明に、潜在的な行政上の問題があると語っている。

(ENR, March 15, 1999)

Ⅲ. 建設関連産業の動向 —金融—

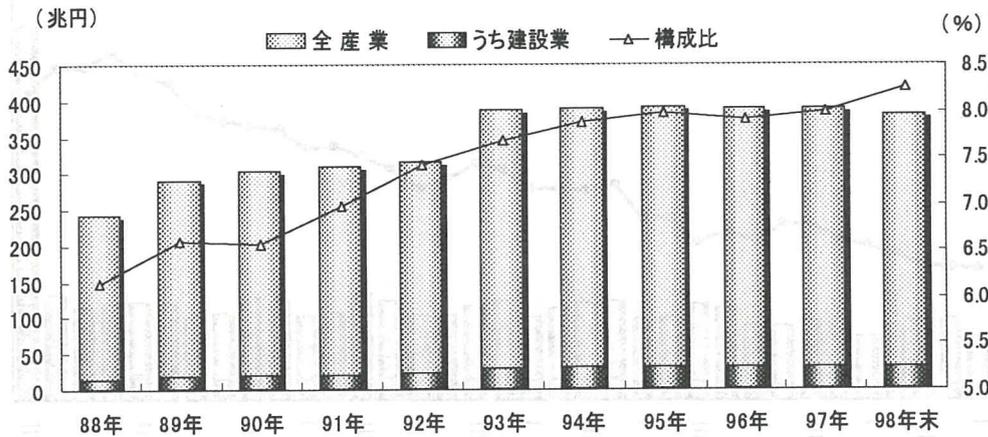
昨今、財務内容の悪化により、会社更生法の適用を受けたり、債権放棄の要請をする建設会社が出てきた。そこで建設会社の金融面における特色について概観する。

1. 建設業の金融面における特色

(増加する借入金)

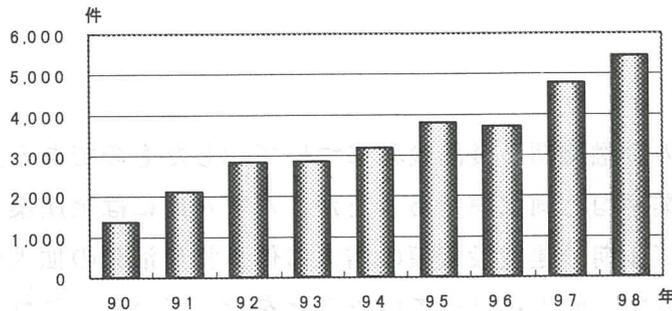
バブル期を通じて金融機関の貸出残高は大きく増加した。このうち建設業に対する貸出残高は他産業に対するものよりも増加の割合が大きく、バブル崩壊後も高い水準を示している。しかし、近年建設業者倒産件数が増大しているため、また公的資金注入に伴う金融機関の貸出債権健全化のため、金融機関は建設業者への貸出には厳しい目を向けている。

図表1 貸出残高の推移



資料) 日本銀行統計年報

図表2 建設業者の倒産件数の推移



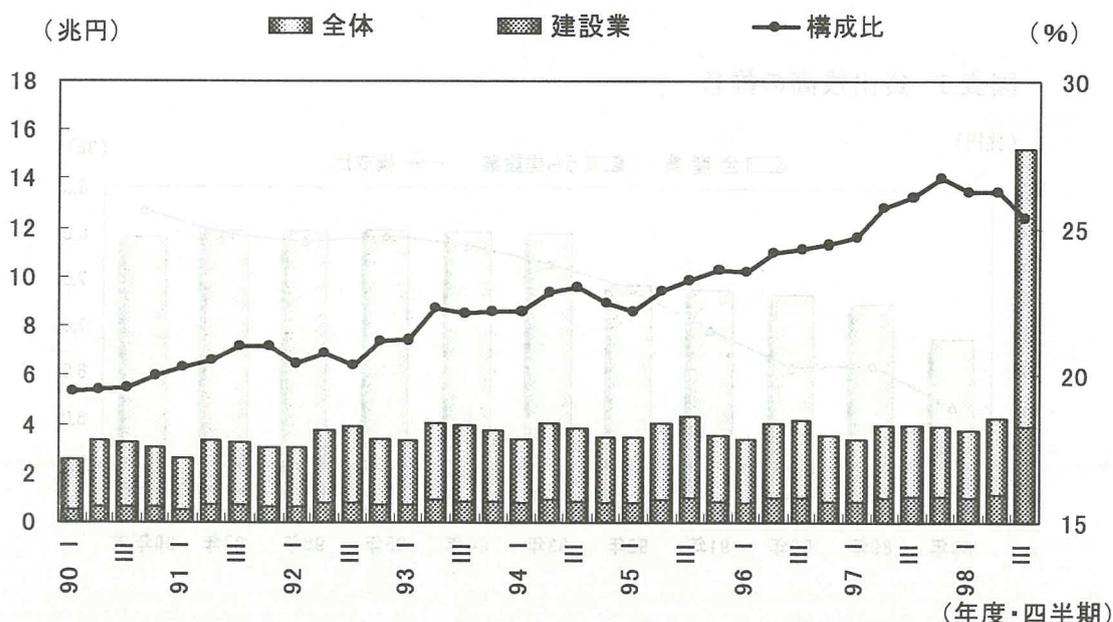
資料) 帝国データバンク

(信用保証協会の利用状況)

中小企業が事業資金を借入れる際に、公的機関である信用保証協会が保証人となって借入れを容易にすることができる。近年、この信用保証協会による保証承諾額のうち建設会社に対するものは大きく増加している。90年度第1四半期(90年6月)には全保証承諾額に占める割合が19.4%であったのに対し、97年第4四半期(98年3月)には26.7%を占めるに至った。

98年第3四半期の保証承諾額(含む建設業)が大きく増加したのは、98年10月に貸し渋り対策として政府により信用保証協会の特別保証制度(20兆円)が設けられたことによるものと推察される。

図表3 信用保証協会による保証承諾額の推移

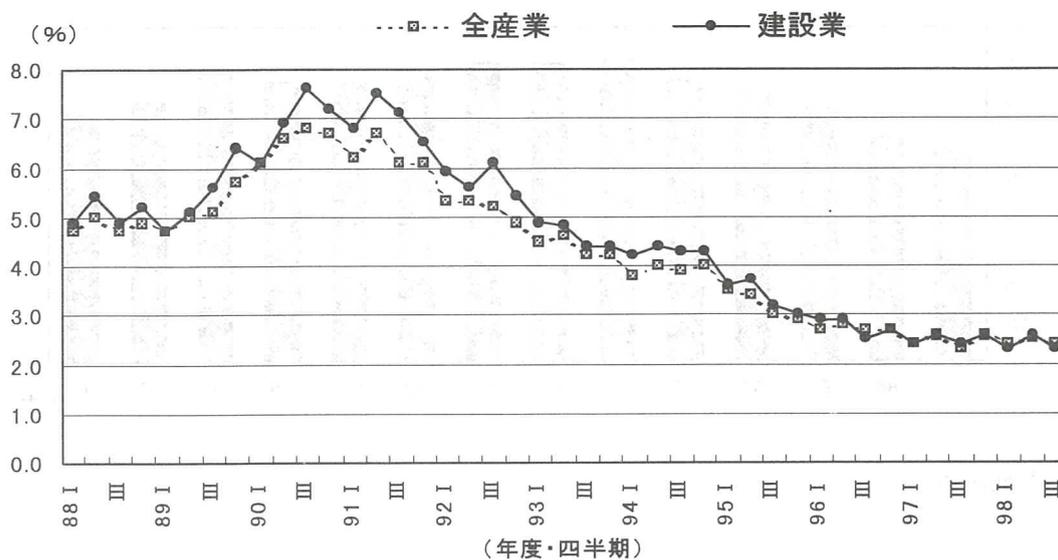


資料) 全国信用保証協会連合会

(縮小する金利差)

図表4はこの10年間の金融機関の貸出金利について示したものである。バブル以前は建設業者への金利も全産業平均と同水準であったが、バブル期には全産業平均を上回って増加している。これはバブル期の建設投資額の増大に伴う営業活動の拡大により、建設業者は金利が高いにも関わらず、借入を行っていたことを示している。これらの借入の期間は3~5年のものが多かったため、全産業平均と建設業の貸出金利差はまた縮小している。

図表 4 貸出金利の推移

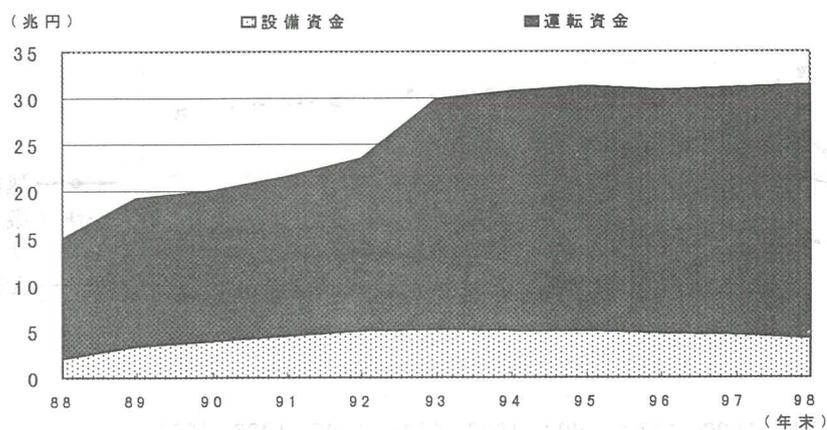


資料) 大蔵省法人企業統計

(増加する運転資金)

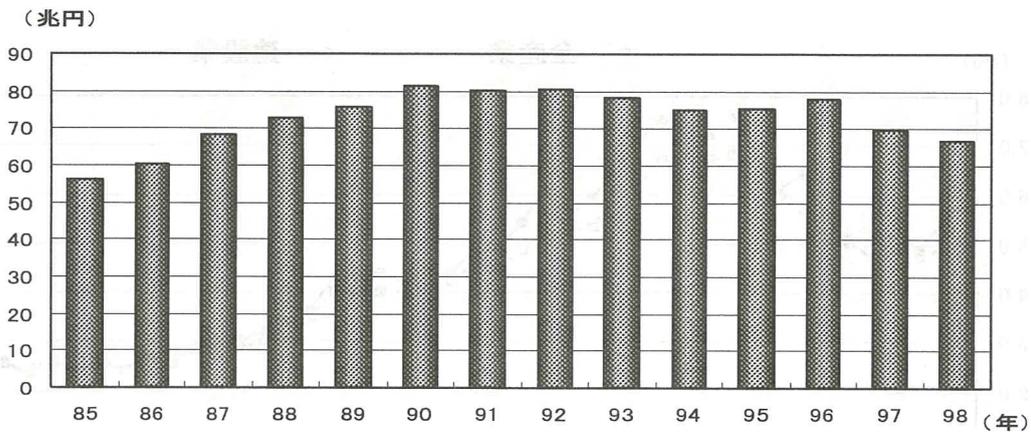
金融機関の貸出は資金用途別に運転資金と設備資金に区分できる。建設投資額のピークは90年であるにも関わらず、92年に運転資金が急増している。この理由として、建設投資の減少に伴う受注の減少、不良資産・不良債権の発生や収益低下に伴う資金需要の増大等が考えられる。設備資金は減少傾向にある。

図表 5 建設会社に対する貸出残高の用途別推移



資料) 日本銀行統計

図表 6 建設投資額の推移



資料) 建設省

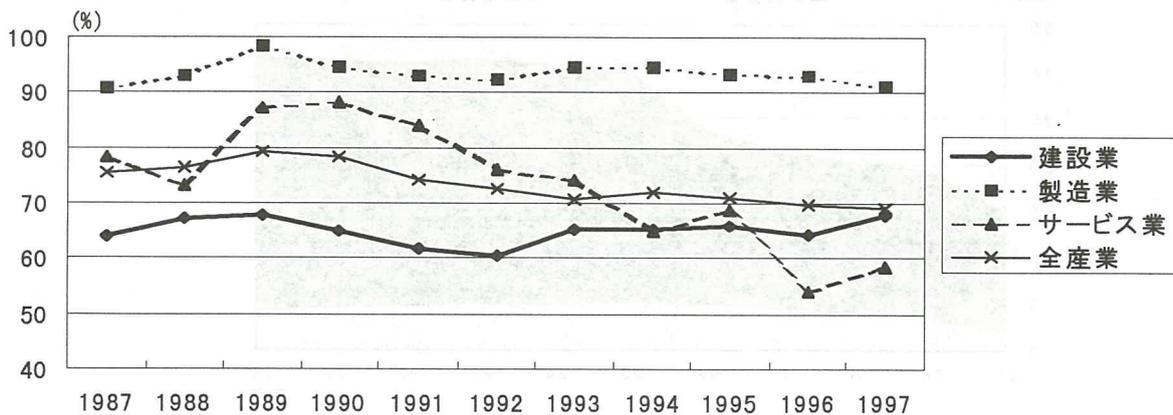
(低い当座比率)

当座比率とは流動負債に対する当座資産（現預金・受取手形・有価証券・未収入金等）の比率で、現金化が容易な資産でどの程度まで流動負債をカバーできるかを示すものである。

大蔵省の法人企業統計をもとに、建設業と他産業（金融・保険業除く）の当座比率を比較したグラフが図表 7 である。

建設業は他産業と比較して当座比率は低い傾向にある。これは流動性が不足しているとも見られる。しかし、建設業特有の負債勘定である「未成工事受入金」が分母である流動負債に含まれているため低い数値を示すことも考慮する必要がある。

図表 7 当座比率産業別推移



資料) 大蔵省法人企業統計

2. 金融面から見た建設業の課題

以上見てきたように、日本経済全体がバブル崩壊後再度の後退局面にある中で、建設業界は民間設備投資の低迷と公共事業減少という二重の逆境にある。各社が危機を乗り越え、切り経営を安定させるためには、資金繰りを改善する一方で不良債権を処理し、バランスシートを健全化することが求められている。

建設業は本来多額の設備投資を必要とせず、注文産業であるため客先からの工事受注を得て初めて支払が発生するという性格を持っている。従って元請契約の支払条件で、通常通り前払い金・中間金・竣工時残金という順序での工事代金支払が規定されていれば、多額の資金借入需要は発生しないはずである。また下請業者についても事情は同じで、元請業者からの入金と材料費・労務費の支払の間にそれほど大きな時間的なずれがなければ、恒常的に資金不足に苦しむことはないと考えられる。

それにも拘わらず建設会社が多額の負債を抱えていることの原因としては、①未成バランスの悪化、②工事未収金債権の累積、③バブル期の積極的な開発投資の失敗、の三つが大きいものと思われる。①については、客先との交渉によって支払条件を改善する努力とともに、工事に付加価値を高めて工事単価を上げる一方で原価と経費を削減し、収益自体を向上させる工夫が必要とされていよう。一方、②と③の要因については劇的に効果のある対処法は見当たらない。債権回収の努力を継続しつつ体力に応じて不良未収債権を償却するとともに、不採算開発案件を処理し、本業収益と資産売却によって地道に借入を返済していくしか方策はない。

大手・準大手・中堅と呼ばれる主要建設会社には、財務状況を好転させるための経営努力とともに、保証予約・経営指導念書等の保証類似行為や、企業グループ全体の財務状況を表す連結決算のより詳しい開示を積極的に行うことが求められている。そうすることで初めて市場の信認を回復し、社債発行などの直接金融手段の利用や株価の回復が可能となるだろう。建設業界全体の地位向上のためにも、積極的な取組みが強く望まれている。

(担当：長濱)

IV. 最近のアジア建設関連情報

— 「Asian Architect & Contractor」誌から —

最近のアジア情報として、「Asian Architect & Contractor」誌に掲載された、中国・韓国・香港・インドに関連する建設関係記事の概要を紹介する。

【中国】中台間のトンネル建設が提案される

中国—台湾間の連絡についてはこれまでも常に議論がなされてきた。中台間を連絡する壮大なトンネル掘削計画についてもまた例外ではない。

このトンネル計画は北京の Quinghua 大学の Wu 教授によって提案された。China Daily によれば、彼は旅行中、英仏海峡トンネルを通過した際にこの案を思いついたという。

Wu 教授は 4 ルートを提案しており、そのうち最も距離の短い Pingtan-Xinzhu 間 144km のルートでは約 1 兆 4,400 億元（約 1 兆 3,300 億香港ドル≒約 17 兆円）の費用を要する見込みである。この計画は調査およびフィジビリティスタディに 16 年、完成までにも同様の期間が必要とみられる。

この（China Daily の）レポートでは、Quinghua 大学が Wu 教授の研究を奨励するため、Wu 教授とともに、彼を長とする台湾海峡トンネル実証センターを設置したことを伝えているが、彼の提案が公式にどの程度の支持を得ているかどうかまでは言及していない。

【中国】上海の資産売買増加／オフィスビルの新規供給は減少

China Economic Times が報じたところによれば、昨年（1998 年）の上海における居住用及び商業用不動産の売買は、前年（1997 年）に比べて 50.4%増加し、1033 万㎡（うち 959 万㎡は住宅関連）となった。

同紙によれば、1999 年 1 月には 17,410 件の売買があり、取引高において前年同月の 2 倍である。同紙はまた、この増加傾向は、不動産市場が上海の経済発展を支える重要な役割を果たし、昨年は 5.03%であった上海市の GDP 伸び率を 8%にまで押し上げる火付け役となることを期待させるものだと述べている。

一方、China Daily Business Weekly が報じたところでは、1998 年における上海のオフィスビルの完工面積は 102 万㎡で、前年比 20%減となった。

国際的な資産コンサルタント C B Richard Ellis によれば、1998 年のオフィススペースの全供給量は 370 万㎡に達したという。

これまでの過剰供給のため、最近の新規のオフィスビルはほとんど予定を遅らせて完成したものであると報じている。

【韓国】浦項総合製鉄が助けを求める

韓国最大の鉄鋼メーカーである浦項総合製鉄 (Posco) は、4 兆 5,000 億ウォン（約 4,500

億円) にのぼる不適切な投資があると発表し、今や民営化の妨げとなりつつある。

国営企業民営化の中心に据えられている同社では、安く売り払われてしまう前に、時宜を得ない不必要な投資を処理する必要がある。

Yoo 会長は、これらの投資は会社の自発的な決定を通じてのものというより、外部からの圧力によってなされたものであると述べている。「KwanYang 製鉄所の第 5 溶鉱炉や製材所、インドネシアの製材所などを含む総額 4 兆 5000 億ウォンの投資はすべきではなかった」と Yoo 会長は述べている。Posco はこれらについて設備を売却したり、外国の投資家・合弁パートナーを探すことになるだろう。

【香港】Hong Kong Construction(Holdings)が誕生

香港熊谷(熊谷組の現地法人)が、Hong Kong Construction(Holdings)へ改称することを発表した。

同社は昨年初頭における経営陣交代以降、事業の中心を不動産開発から建設工事へとシフトさせつつあり、香港および中国本土における手持ちの請負高は金額にして 150 億香港ドル相当(約 1950 億円)である。同社の Li 専務が最近記者会見で語ったところによると、同社は政府関連の 2 つのインフラ整備プロジェクト、金額にして 12 億 6,000 万香港ドル相当(約 164 億円)を確保したという。ひとつは Tolo Highway 工事(4 億香港ドル相当)、もうひとつは政府から入札に付された 8 億 6,000 万香港ドル相当の建築工事である。

Li 専務いわく、香港は依然として我々の主たるマーケットであり、中国本土での請負契約は全体の 30% 以下でしかないが、今後は親会社である China Everbright Holdings をサポートしていくことを通じて、中国本土での事業を増やしていく考えであるとのことである。トンネル・橋梁・道路などの大規模インフラ整備プロジェクトに参加したいと、Li 専務は語っている。

【インド】アジア開発銀行、インド国道局に 1 億 8,000 万ドル貸付

アジア開発銀行はインド国道局(NHAI)に対する 1 億 8,000 万(米)ドルの融資を承認した。これは、インドのインフラ整備に対する融資を拡大した世界銀行など、他の多国間融資機関の同様な決定に続くものである。NHAI はこのプロジェクトにこれまで 8,900 万ドルを調達・投入しており、これでトータルの費用は 2 億 6,900 万ドルとなる。

昨年 5 月の経済制裁以来、アジア開発銀行が道路プロジェクトに融資するのはこれが初めてのことである。公式筋によれば、これは多国間融資機関がインドのインフラ整備に対する貸付姿勢を軟化させたことの現れであるという。

NHAI のプロジェクトには国道 8 号線の 528km 区間の 4 車線化も含まれている。このうち 350km はすでに拡幅されたか現在工事中であり、176km がこれから拡幅される。

(担当：今西)

建設経済研究所のホームページ

HPアドレス <http://www.rice.or.jp>

E-MAIL webmaster@rice.or.jp

財団法人建設経済研究所では、ホームページを開設し、最新の発表内容について掲載しています。ぜひともご活用ください。

掲載内容一覧

<研究所の紹介>

- ・あいさつ
- ・組織・機構
- ・研究テーマ
- ・所在地案内

<建設経済に関する情報>

- ・建設経済予測（四半期予測）
- ・アジアコンストラクト会議
- ・ユーロコンストラクト会議
- ・海外諸国の建設産業構造に関する調査研究報告

<最近の発表について>

- ・日本経済と公共投資概要版（No.30～32）
- ・研究所だより（Monthly）
- ・第15次欧米調査報告書
- ・第4回アジアコンストラクト会議概要
- ・主要建設会社決算分析（詳細版）
- ・主要建設会社の経営及び資産・債権債務の推移と現状（1983～97年度）概要
- ・地方公共団体の「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」～平成9年度の実施状況フォローアップについて
- ・季刊 建設経済予測（建設投資の見通し）
- ・明日の社会資本を考えるシンポジウム
- ・「日本経済と建設産業」講演会
- ・社会資本読本
- ・公共投資レポート

<English Homepage（英語版）>

- ・研究所の紹介
- ・アジアコンストラクト会議
- ・ユーロコンストラクト会議
- ・建設経済予測（四半期予測）